

平成21年 4月14日

風俗行政研究会 第2回会合配布資料

1	第1回議事要旨案	1
2	出会い系喫茶関係	
	出会い系喫茶に関する論点	5
3	類似ラブホテル関係	
	店舗型性風俗特殊営業（第4号営業〔ラブホテル・モーテル〕）の要件一覧表	13
	ラブホテル等の要件に関する論点	14
	各種要件の類似ラブホテルに対する充足率(略)	
4	出会い系喫茶・類似ラブホテル共通	
	風営法改正における既得権に関する経過措置規定について	23
	他法令の改正後における新規定の適用関係について	28
	条例における新規定の適用関係について	31

第1回風俗行政研究会（案）

- 1 日時
平成21年3月18日（水）午後4時から午後6時まで
- 2 場所
警察庁第1会議室
- 3 出席者
委員 大矢 裕啓 （社）日本PTA全国協議会常務理事
後藤 啓二 弁護士・後藤コンプライアンス法律事務所
小宮山 健彦 （財）全国生活衛生営業指導センター専務理事
野口 京子 文化女子大学現代文化学部教授
藤原 静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
前田 雅英 首都大学東京法科大学院教授

関係機関等 山下 良一 神奈川県民部青少年課長
大野 太樹雄 兵庫県警察本部生活安全部生活環境課長
馬場 敦子 特定非営利活動法人全国偽装ラブホテルをなくす会代表

警察庁 巽 高英 生活安全局長
園田 一裕 長官官房審議官（生活安全局担当）
辻 義之 生活環境課長
絹笠 誠 少年保護対策室長
島根 悟 長官官房参事官（企画担当）
- 4 配布資料
 - (1) 風俗行政研究会第1回会合議事次第（略）
 - (2) 出会い系喫茶・類似ラブホテル共通
 - ・ 風営法上の店舗型性風俗特殊営業（風営法第2条第6項）
 - ・ 風営法における店舗型性風俗特殊営業に対する規制の概要
 - (3) 出会い系喫茶関係
 - ・ 出会い系喫茶の現状等について
 - ・ 出会い系喫茶に言及した政府決定
 - ・ 店舗型異性紹介営業（いわゆる「出会い系喫茶」）の法規制の実施等について（横浜市長から警察庁長官宛ての要望書）
 - ・ 出会い系喫茶営業に係る検挙事例

(4) 類似ラブホテル関係

- ・ 店舗型性風俗特殊営業（第4号営業〔ラブホテル・モーテル〕）の要件一覧表
- ・ 届出ラブホテル及び類似ラブホテルの数
- ・ 「地域において問題になっているラブホテル等への対応について」（平成18年10月4日付け警察庁丁生環発第276号）
- ・ 市区町村におけるラブホテル・モーテル等の建築に係る規制条例の制定状況
- ・ ラブホテル・モーテル等の建築規制条例における規制内容
- ・ 類似ラブホテルに多く見られる特徴
- ・ 児童買春等の犯行場所分析結果（平成20年下半期）
- ・ 意見書の提出について
（兵庫県議会議長から国家公安委員長宛てのもの）
- ・ 子どもの良好な教育環境の保全に関する意見書
（兵庫県明石市議会から国家公安委員長宛てのもの）
- ・ 青少年の良好な教育環境の保全に関する要望書
（明石市長から国家公安委員長宛てのもの）

(5) 出会い系喫茶に対する規制の在り方に関する論点

(6) 神奈川県県民部青少年課資料

- ・ 神奈川県青少年保護育成条例による「出会い喫茶」の規制について

(7) 兵庫県警察本部生活安全部生活環境課資料

- ・ 類似ラブホテル対策について（抄）

(8) 特定非営利活動法人全国偽装ラブホテルをなくす会資料

- ・ 子どもの教育環境及び市民の住環境を安心・安全かつ清純に保つ政策について
（要望）（抄）

(9) 法令集（略）

5 議事要旨

(1) 生活安全局長挨拶

(2) 出席者紹介

(3) 座長選出

(4) 事務局説明

事務局から、いわゆる出会い系喫茶及び類似ラブホテルの実態、風営法上の店舗型

性風俗特殊営業に対する規制の概要等について、資料に基づき説明した。

(5) 神奈川県県民部青少年課からのヒアリング（出会い系喫茶関係）

神奈川県県民部青少年課山下課長から、おおむね以下のような説明等があった。

- ・ 青少年が県内の出会い系喫茶を介して児童買春やわいせつ行為等の被害に遭った事件は、平成20年6月以降、15件確認されている。
- ・ 平成19年7月、風営法改正の要望を内閣府に対して行ったほか、20年11月、八都府県市首脳会議において、風営法による規制等を国に共同要望することに合意し、神奈川県知事が内閣府及び警察庁に共同要望書を提出した。
- ・ 平成20年12月、出会い系喫茶を規制する青少年保護育成条例の改正を実施した。
- ・ 県下では、条例施行日以降、5件の営業の届出がなされている。
- ・ 条例の改正に当たっては、店舗の形態を若干変更しただけで容易に規制から逃れることにならないよう、また、結婚相談所等まで規制対象が広がらないよう、慎重に検討した。また、店舗数や立地状況等にかんがみ、当面は営業禁止区域・広告禁止区域は設けないこととした。
- ・ 早期に規制を実施すべきとの意見が多い中で、施行に必要な手続を急ぎ、併せて、周知期間が短かったため、改正条例成立直後に店舗経営者等に対する説明会を実施し、条例施行を待たずに自主規制を要請するなどした。

(6) 兵庫県警察本部生活安全部生活環境課からのヒアリング（類似ラブホテル関係）

兵庫県警察本部生活安全部生活環境課大野課長から、おおむね以下のような説明等があった。

- ・ 平成20年12月末現在、兵庫県警察では、県下において類似ラブホテル175店舗、風営法に基づく届出をしたラブホテル・モーテル59店舗をそれぞれ把握している。
- ・ 現在、明石市、神戸市東灘区、姫路市及び丹波市において住民等による類似ラブホテルに対する反対運動が行われている。
- ・ 平成20年11月6日、課内に類似ラブホテル対策室を立ち上げ、体制を強化した。
- ・ 県警では、関係機関と連携して、類似ラブホテルに対する立寄りを行い、違反発見時には指導・警告や保健所への通報を実施している。指導・警告に従わない悪質な業者に対しては、取締りを実施している。
- ・ 類似ラブホテルは風営法上の規制対象ではなく、警察官の立入権もない。また、ラブホテル3つの要件のすべてに該当しないと風営法の禁止地域営業等で取り締まることもできない。要件の見直しが必要である。

(7) 特定非営利活動法人全国偽装ラブホテルをなくす会からのヒアリング（類似ラブホテル関係）

特定非営利活動法人全国偽装ラブホテルをなくす会馬場代表から、おおむね以下のような説明等があった。

- ・ 何よりも、住宅地や学校付近にラブホテルが存在しないようにして欲しい。大阪市西区では、小学校のすぐ横にラブホテルが建っているが、こうしたラブホテルは子どもに悪影響を及ぼす。子どもを持つ親として、住民がどれほど不安を抱えているかを理解して欲しい。
- ・ ラブホテルは、周辺環境を害するのみならず、犯罪を助長するなどの問題を有

する。ラブホテルの近くで痴漢の被害に遭う子どもが増えていること、ラブホテルの前などでよく不審者が確認されること、ラブホテル内において薬物犯罪が行われていることなどをよく耳にする。

- ・ 保護対象施設から200メートル以内にある偽装ラブホテルがどのくらいあるのか把握した上で改正を検討していただきたい。
- ・ よく既得権と言われるが、偽装ラブホテルで言えば、それはビジネスホテルとしての既得権であるべきであり、改正後もラブホテルとして営業できるなどという業界の利益を守るための改正であってはならない。

(8) 意見交換

事務局からの説明及びヒアリングの後、委員からおおむね以下のような意見があった。

- ・ 地方分権の流れの中、全国一律の規制を行う必要性があるのかについて見極める必要がある。
- ・ 既存の業者への対応をきちんと検討しなければならない。風営法や他法令において、既得権がどのように規定されているのか整理する必要がある。

出会い系喫茶に関する論点

論点1 類似営業との切り分けの可否

<問題点>

出会い系喫茶営業と類似の営業として、結婚相談業やお見合いパーティーを開催する営業がある。これらと出会い系喫茶営業をどのように区別するか。

<留意点>

結婚相談業... 事業者が会員の経歴や相手に対する希望等を勘案しつつ、異性の組み合わせを決定した上で、当事者双方に面会希望の有無を照会し、双方とも面会を希望した場合に初めて両者を面会させる。

店舗内で異性の姿態を見せ、その中から面会の相手方を選択させるものではない。

お見合いパーティー... パーティーが開催されている間、参加者同士が自由に面会し、会話をすることができる。

面会の申込みを逐一取り次いでもらわなければ面会できないというシステムではない。

(参考)

「店舗型異性紹介営業」(神奈川県青少年保護育成条例)

店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的交際(会話を含む。)を希望する者に対し、交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を除く。)

「店舗型電話異性紹介営業」(風営法)

店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)

論点2 全国一律の規制を設ける必要性

<問題点>

出会い系喫茶は、平成20年12月末現在、15都道府県で88店舗（前年12月末より11店舗増加、都道府県数は増減なし）の存在が確認されているにとどまり、いまだ全国的な広がりを見せていない。

また、条例による規制も8府県（埼玉県、神奈川県、千葉県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県）で設けられているにすぎない。

こうした中、全国一律の規制を設ける必要はあるか。

<留意点>

全国拡散の可能性

これまで児童買春の温床として問題視されてきたテレホンクラブ、ツーショットダイヤル及び出会い系サイトに対する規制が設けられ、これらを利用した児童買春が困難化。さらに、出会い系サイトに対しては、平成20年の法改正により年齢確認義務が強化。今後、いまだ法規制の及んでいない「出会い系喫茶営業」が全国に拡散し、児童買春の温床として問題化するおそれあり。

先制的な規制の必要性

平成13年の風営法改正で規制対象となったテレホンクラブ営業については、岐阜県で青少年保護育成条例の改正により初めて規制対象とされた平成7年からのわずか6年間のうちに全国に拡散。全国に拡散してからでは、仮に既得権を認めた場合、既存の営業者を直ちに排除することが困難となるなど、対応が後手に回ることが懸念。

論点3 政令で店舗型性風俗特殊営業と位置付けることの適否

<問題点>

店舗型性風俗特殊営業に関しては、風営法第2条第6項第6号に政令委任規定が置かれているところ、これを受けた政令により、出会い系喫茶営業を風営法の規制対象に追加することは適当か。

風営法第2条第6項第6号

前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの

<留意点>

風営法第2条第6項第6号

風営法第2条第6項第6号は、性を売り物にする新たな形態の営業が出現した場合に迅速な対応を可能とするためのもの。

必要性

出会い系喫茶は、ここ数年で増加した新たな形態の営業であり、今後短期間のうちに全国に拡散するおそれが高い。

当該営業が業態として固定化するまでの間は、業態の細部を変更するなどして規制をかいくぐろうとする動きが出てくることも予想される。

委任要件の該当性

「性風俗に関する営業」

- ・ 店舗において、面識のない異性の姿態を見せた上で、その中から面会の相手方を選択させ、当該店舗内で異性同士を面会させるという非常に特殊な役務を提供。
- ・ 広告宣伝においても、「女性をその場でチェック！生身の”良さ”を実感。」、「アナタの気持ち次第で100%以上の恋愛が成立」、(女性の写真を背景に)「ワタシ達のお目当てはもちろん...。」といった一時の性的好奇心を惹起させるような文句が用いられ、客も一時の性的好奇心が満たされることを期待して来店するものと認められる。

「善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業」

(善良の風俗を著しく害する)

- ・ 店舗外における売春や児童買春に結びつきやすい。
- ・ 店舗内の個室等において売春や児童買春が行われることも強く懸念。

(清浄な風俗環境を著しく害する)

- ・ 前記のような文句を用いた派手な広告宣伝(看板、ビラ等)が店舗の周辺に氾濫。

(少年の健全な育成に多大な悪影響を与える)

- ・ 児童買春を企図する男性客もいると考えられる中、女子少年が店舗内に自由に立ち入ることができる。

論点4 店舗型性風俗特殊営業に対する風営法上の規制に服させることの適否

<問題点>

風営法上、店舗型性風俗特殊営業に対しては、主に次のような規制が設けられているところ、出会い系喫茶を当該規制に服させることは適当か。

営業等の届出（第27条）

無届営業者による広告宣伝の禁止（第27条の2）

営業禁止区域（地域）における営業の禁止（第28条第1項、第2項）

営業時間の制限（第28条第4項）

広告宣伝の規制（第28条第5項）

清浄な風俗環境を害するおそれのある方法での広告宣伝の禁止（第28条第8項）

客引き等の禁止（第28条第12項第1号、第2号）

営業所で18歳未満の者を客に接する業務に従事させることの禁止（第28条第12項第3号）

18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることの禁止（第28条第12項第4号）

営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること（第28条第12項第5号）

<留意点>

営業等の届出（第27条）について

店舗型性風俗特殊営業が届出制とされているのは、当該営業が許可により公に認知することにはなじまない一方で、その業態が流動的であり実態把握の必要性が高いこと、風営法の遵守を担保するための立入りや行政処分の対象を明確にする必要があること等による。

無届営業者による広告宣伝の禁止（第27条の2）について

無届営業者による広告宣伝の禁止は、平成17年の風営法改正により措置されたものであるが、これは、無届営業者による店舗型性風俗特殊営業に関する週刊誌、スポーツ新聞等への広告宣伝が氾濫していたことによる。

営業禁止区域（地域）における営業の禁止（第28条第1項、第2項）について

- ・ 店舗型性風俗特殊営業につき立地規制が設けられているのは、性風俗関連特殊営業が蔓延することにより、少年に対する有害な環境が形成され、それが少年非行の大きな要因となること、性風俗関連特殊営業は、社会一般の性風俗及び性規範に甚大な影響を与えるところ、特に住宅がほとんどである地域等や保護対象施設を有する区域において営まれれば、当該地域等の清浄な風俗環境を害し、及び性規範が著しく紊乱するおそれがあることによる。

- ・ 既存の88店舗の立地実態は下記のとおり。
店舗型電話異性紹介営業の営業禁止地域に立地する店舗は46店舗
店舗型性風俗特殊営業の営業禁止区域（保護対象施設から200メートル以内の区域）に立地する店舗は51店舗

営業時間の制限（第28条第4項）について

- ・ 店舗型性風俗特殊営業（ラブホテル等営業を除く。）につき、営業時間の制限規定が設けられているのは、善良の風俗等の害されやすい深夜に営まれると、周辺の清浄な風俗環境を害するおそれ、善良の風俗及び少年の健全な育成を害する行為が行われるおそれが高いことによる。
- ・ 実態として、既存の88店舗中少なくとも18店舗が午前零時以降も営業。

広告宣伝の規制（第28条第5項） 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法での
広告宣伝の禁止（第28条第8項）について

- ・ 店舗型性風俗特殊営業に関する広告宣伝を規制しているのは、当該営業が直接性を売り物にする営業であり、当該営業に関する広告又は宣伝が無制約に行われた場合、その性質上、清浄な風俗環境を害し又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれが極めて高いため。
- ・ 実態として、既存の88店舗中68店舗が看板を掲出し、少なくとも13店舗においてチラシやティッシュペーパーを用いた広告宣伝を行っている。

客引き等の禁止（第28条第12項第1号、第2号）について

- ・ 店舗型性風俗特殊営業に関する客引き等を禁止しているのは、当該行為により、営業所内のいかがわしい雰囲気や営業所外の一般公衆の目に触れる場所にまで延長され、善良の風俗と清浄な風俗環境を害することとなるため。
- ・ 実態として、既存の88店舗中少なくとも2店舗が客引き等を行っている。

営業所で18歳未満の者を客に接する業務に従事させることの禁止（第28条第12項
第3号）について

18歳未満の者を客に接する業務に従事させることを禁止しているのは、年少者保護のため。

18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることの禁止（第28条第12項第4号）
について

18歳未満の者を立ち入らせることを禁止しているのは、年少者保護のため。

営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること（第28条第12項第5号）
について

出会い系喫茶営業においては、女性の店舗への誘引を促進するために、女性に対し、糧食の提供等を無料で行っているところ、現時点では確認されていないが、今後、誘引の手段として、酒類やたばこを無料で提供する店舗が出現する可能性も否定できない。

店舗型性風俗特殊営業(第4号営業(ラブホテル・モーテル))の要件一覧表

専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む)の用に供する施設

1 政令で定める施設

ホテル、旅館
 その他客の宿泊の用に供する施設であって、食堂(調理室を含む)、ロビーのいずれか一方又は双方の床面積が下表の数値に達しないもの

収容人員の区分	床面積	
	食堂	ロビー
30人以下	30㎡	30㎡
31~50人	40㎡	40㎡
51人以上	50㎡	50㎡

対象外
 食堂、ロビーの双方の床面積が上記表の数値に達しているもの

対象外
 客との面接に適するフロント、玄関帳場その他これらに類する設備において常態として以下のことを行う施設
 宿泊者名簿の記載
 宿泊料金の受渡し
 客室のかぎの授受
 但し、右上段 ~ のいずれかの設備を有するものは規制対象となる

2 政令で定める設備

動力により振動し又は回転するベッド
 横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡(特定用途鏡)で面積が1㎡以上のもの(天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る)
 専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備

次の ~ までに掲げる物品を提供する自動販売機その他の設備
 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物に掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集
 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の視覚によっては認識することができない方法をいう)による記録に係る記録媒体
 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

3 政令で定める構造

客の使用する自動車の車庫
 ~天井(天井のない場合にあつては、屋根)及び二以上の側壁(ついたて、カーテンその他これらに類するものを含む)を有するものに限るものとし、二以上の自動車を収容することができる車庫にあっては、その客の自動車の駐車のために供する区画された車庫の部分を用い~

- A 通常その客の宿泊に供される個室に接続する構造
- B 通常その客の宿泊に供される個室に近接して設けられ、当該個室が当該車庫に面する外壁面に出入口を有する構造

C 客の宿泊する個室がその客の使用する自動車の車庫と当該個室との通路に主として用いられる廊下、階段その他の施設(当該施設の内部を外部から容易に見通すことができるものを除く)に通じる出入口を有する構造

ラブホテル

モーテル

ラブホテル等の要件に関する論点

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1-1 食堂及びロビーの床面積要件を見直すことの是非

< 検討の必要性 >

既存の要件である「食堂・ロビーの床面積要件」は、昭和59年改正当時、ラブホテル等と一般の旅館・ホテルを区別するためのメルクマールとして採用したものである。

しかしながら、食堂（調理室を含む。）及びロビーが一定の床面積に達していれば、たとえ個室内に性具自販機等の設備を設けたとしてもラブホテル等に該当しない。そこで、当該要件を逆手に取って、政令に定める床面積をわずかに上回る食堂及びロビーを備えることにより、そのことのみをもってラブホテル等営業の該当性を免れるという実態が見られる。

なお、食堂及びロビーに関するその他の脱法の手法としては、

「改装中」・「テナント募集中」等として恒常的に食堂を休業しているもの

広い調理室を確保することで食堂の面積要件を上回っているもの（客同士が顔を合わせるスペースが小さい）

等がある。

< 留意点 >

床面積要件は潜脱が容易ではないか。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1-2 外観が派手又は奇異である施設を要件に追加することの是非

< 検討の必要性 >

派手又は奇異な外観を呈していることは、類似ラブホテルが備えている最も顕著な特徴の一つであり、また、外部から視認可能な特徴であるがゆえに、周辺住民が建設反対運動に取り組む主要な動機ともなっている。このような外観を呈した施設の存在は清浄な風俗環境を害する側面も有する。

< 留意点 >

「派手又は奇異」という概念は規制の対象を特定するには抽象的に過ぎないか。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1 - 3 外周に休憩料金を表示している施設を要件に追加することの是非

< 検討の必要性 >

外周に休憩料金を表示していることは、類似ラブホテルが備えている最も顕著な特徴の一つであり、また、外部から視認可能な特徴であるがゆえに、周辺住民が建設反対運動に取り組む主要な動機ともなっている。

< 留意点 >

料金の表示自体を要件とすることが風営法の目的との関連で合理性を有するか。
看板や垂れ幕等容易に撤去し得る物に表示されている場合、規制の実効性をどう考えるか。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1 - 4 外周に満空表示をしている施設を要件に追加することの是非

< 検討の必要性 >

客室の満空表示は、類似ラブホテルが備えている特徴の一つであり、また、外部から視認可能な特徴である。これは、客が空室のあるラブホテル等を見つけるべくラブホテル街をさまようリスクを低減するという機能を有する。

< 留意点 >

満空表示自体を要件とすることが風営法の目的との関連で合理性を有するか。
一般のホテル・旅館が玄関先に「空き室あります」などと表示している例が見られることをどう考えるか。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1 - 5 玄関や駐車場に遮へい措置が施されている施設を要件に追加することの是非

< 検討の必要性 >

玄関や駐車場の遮へい措置（塀、スモークガラス、駐車場入口の簾等）は、客の店舗への出入りを通行人等に見られにくくし、及びロビー内での行動を通行人等に見られないようにする点で、客の匿名性の確保を追求した営業システムの一翼を成すものである。

< 留意点 >

外部からの視認性をどの程度阻害すれば「遮へい」がなされていると評価できるか。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1 - 6 ロビーに客室案内板が設置されている施設を要件に追加することの是非

< 検討の必要性 >

ラブホテル及び類似ラブホテルの多くは、ロビーにすべての個室内の写真（通常は宿泊料金及び休憩料金が付記されている。）を掲示した満空表示機能付きの客室案内板を設置している。こうした客室案内板の中にはチェックイン機能を備えているものもあり、当該機能が備わったものは、チェックインの際のフロントにおける従業員との面接を免れることができる点で、客の匿名性の確保を追求した営業システムの一翼を成すものである。

また、チェックイン機能を備えていないものについても、その存在により、客があらかじめ空室の中から宿泊又は休憩する部屋を決定した上でフロントでのチェックインに臨む結果、チェックインに要する時間をごく短時間に抑えることができる点で、客の匿名性の確保を追求した営業システムの一翼を成すものであるといえる。

< 留意点 >

客室案内板の設置自体を要件とすることが風営法の目的との関係で合理性を有するか。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1-7 フロントに目隠しを施している施設を要件に追加することの是非

< 検討の必要性 >

チェックイン機能を有しない客室案内板が設置されている又は客室案内板自体がない類似ラブホテルにおいてはフロントで客室のかぎを受け取ることが必要となるが、こうしたフロントには、客が従業員に顔を見られないようにするための目隠しが施されていることが多い。かかる措置は客の匿名性の確保を追求した営業システムの一翼を成しており、類似ラブホテルの特徴の一つとなっている。

< 留意点 >

目隠しが容易に撤去し得る場合、規制の実効性をどう考えるか。

論点1 「政令で定める施設」の要件の見直し

論点1-8 シングルルームが存在しない（又はその比率が極端に低い）施設を要件に追加することの是非

< 検討の必要性 >

類似ラブホテルは、風営法上のラブホテル等営業と同様、異性を同伴する客をターゲットとする営業であることから、基本的にシングルルームを備えていない。この点は、一流ホテルや通常のビジネスホテルとラブホテル等営業とを区別するためのメルクマールとなり得ることから、シングルルームが存在しない（又はその比率が極端に低い）施設を「政令で定める施設」とすることに一定の意義が認められる。

< 留意点 >

シングルルームとダブルルーム等を区別する基準をどうするか。

- ・ ベッドサイズ
- ・ 床面積 等

ビジネスホテル以外のホテル（観光・リゾートホテル）ではシングルルームは皆無ではないか。

シングルルームの比率は潜脱が容易ではないか。

論点2 「政令で定める構造」の要件の見直し

論点2 - 1 届出対象の除外要件の見直し

< 検討の必要性 >

いわゆるモーテル営業の要件を定めた令第3条第2項は、同項各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合であっても、「客との面接に適するフロント、玄関帳場その他これらに類する設備において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う施設」に該当するものについては、「政令で定める施設」に該当しない旨を定めている（同項各号列記以外の部分の括弧書き）。

これは、異性同伴の客の用に供するものであり、かつ、特殊な構造を有する旅館・ホテルであっても、一流ホテルの「フロント業務」と同程度の行為を常態として行っているもの（旅館業法上の義務以上に特段の「フロント業務」を行うもの）が存在するならば、そうした旅館・ホテルについては、善良の風俗を害する等のおそれが高いことから、規制の対象から除外する趣旨である。

しかしながら、そもそも同項各号に掲げる要件のいずれかを満たすような個室と自動車の車庫との位置関係が存在すれば、自動車を車庫に停めた客はロビーを通過しないで個室に入ることができるのであるから、ロビーに設けられたフロントが従業員との面接、宿泊者名簿の記載の場として機能することは想定し難いとも考えられる。そのような通常想定し難いと思われる営業実態を備えていることをモーテル営業の除外要件としていることにより、実際にはそのような営業実態を備えていないにもかかわらず、そのことが看破される可能性が極めて低いことを奇貨としてそのような営業実態を備えていると主張することによって堂々と通常のホテルとして営業するという脱法行為を許していることが懸念される。

< 留意点 >

フロント業務が行われる一般のホテルで、令第3条第2項各号に掲げる要件を満たすものはないか。

論点2 「政令で定める構造」の要件の見直し

論点2-2 モーター構造に関する要件を変更することの是非

< 検討の必要性 >

令第3条第2項は、いわゆるモーター営業の要件として

第1号 客の使用する自動車の車庫（天井（天井のない場合にあっては、屋根）及び二以上の側壁（ついでに、カーテンその他これらに類するものを含む。）を有するものに限るものとし、二以上の自動車を収容することができる車庫にあっては、その客の自動車の駐車のために供する区画された車庫の部分（以下同じ。）が通常その客の宿泊に供される個室に接続する構造（図1）

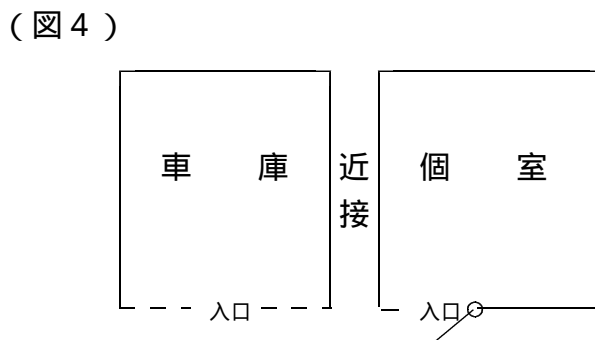
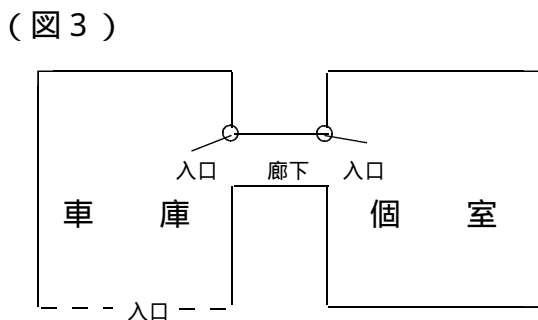
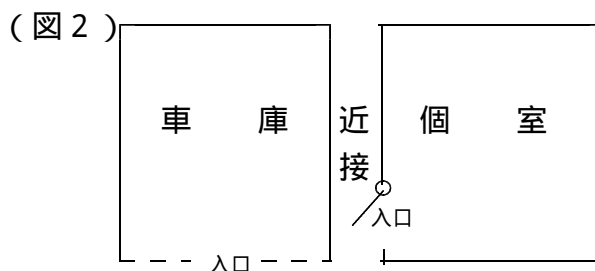
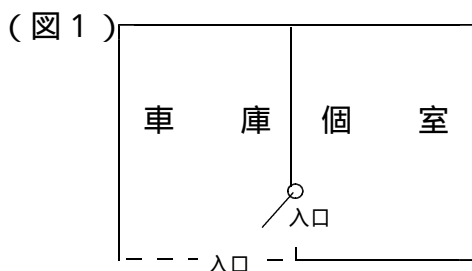
第2号 客の使用する自動車の車庫が通常その客の宿泊に供される個室に近接して設けられ、当該個室が当該車庫に面する外壁面に出入口を有する構造（図2）

第3号 客の宿泊する個室がその客の使用する自動車の車庫と当該個室との通路に主として用いられる廊下、階段その他の施設（当該施設の内部を外部から容易に見通すことができるものを除く。）に通ずる出入口を有する構造（図3）

の3類型を規定しているところである。しかし、例えば当該施設が、

車庫と個室が近接して設けられ、当該個室が当該車庫に面する外壁面には出入口を有しない構造（図4）

である場合、上記各号には該当しないことから、この形態による脱法が懸念される。



< 留意点 >

一般の旅館・ホテルが要件に該当することにならないか。

論点3 「政令で定める設備」の要件の見直し

< 検討の必要性 >

類似ラブホテルには、個室に自動料金精算機が設置されていたり、個室とフロントの間で宿泊料金や釣銭の授受ができるようにエアシューターが設置されていたり、個室にいながらにして従業員と顔を合わせることなくルームサービスの提供を受けたり宿泊料金の支払をしたりすることができるように腰高の位置に小窓が設置されていたりする。

このような設備は、客の匿名性の確保を追求した類似ラブホテルの営業システムの一翼を成すものである。

また、客の匿名性の確保を追求したシステムは、一方で客に宿泊料金を踏み倒される危険性の増大を招くことを反映してか、類似ラブホテルの個室には、遠隔操作で施錠・解錠の操作が可能な出入口の扉が設置されていることが多く、これについても類似ラブホテル特有の設備といえる。

< 留意点 >

現在での設備要件（回転ベッド、特定用途鏡）と同列に取り扱えるか。

風営法改正における既得権に関する経過措置規定について

昭和41年改正

- ・ 内容
個室付浴場業の規制
- ・ 既得権（法改正により新たに規制対象となった者が引き続き禁止区域内で営業することを認めるか）
認める
- ・ 理由
個室付浴場業のすべてが悪いものであるという前提に立ち、さかのぼって営業の禁止をすることは立法上困難である。
また、違法な営業を行う個室付浴場業に対しては、厳重な取締りや営業停止処分によって対応することができる。

昭和47年改正

- ・ 内容
モーテル営業の規制
- ・ 既得権（法改正により新たに規制対象となった者が引き続き禁止区域内で営業することを認めるか）
認めない（ただし施行後1年間に限り営業を認める。）
- ・ 理由
本規制は、モーテル営業が営まれることによって当該地域の清浄な風俗環境が害されることを防止し、公共の福祉の維持のために行うものであるから、モーテル営業者としてもこの制限に従う義務がある。
モーテル営業の廃止といっても、すべての営業を一切剥奪しようとするものでなく、当該施設を改造することによってモーテル営業に該当しない旅館業を営むことができる。

昭和59年改正

- ・ 内容
個室付浴場業及びモーテル営業に、ストリップ劇場、類似モーテル、ラブホテル、アダルトショップ等を加えて風俗関連営業とし、営業等の届出、禁止区域等の規制を定める。
- ・ 既得権（法改正により新たに規制対象となった者が引き続き禁止区域内で営業することを認めるか）
認める
- ・ 理由
モーテル営業の規制については、昭和47年改正においては施設を改造してその秘匿性（車庫が個室に接続する構造）を解消すれば異性同伴客のための営業も引き続き営むことができ、その改造も容易であると考えられたが、一方、昭和59年改正では異性同伴客のための営業に対する規制の対象範囲が広く、引き続き営業を営むための改造も容易でないなどの問題があると考えられた。

平成8年改正（政令改正）

- ・ 内容
アダルトショップ等の要件に係る物品の追加（CD-ROM）
- ・ 既得権（政令改正により新たに規制対象となった者が引き続き禁止区域内で営業することを認めるか）
認めない（ただし施行後2か月に限り営業を認める。）
- ・ 理由
既に規制されている営業形態以外の営業を新たに規制するものではなく、科学技術の進歩に伴い風俗関連営業の要件に係る物品（CD-ROM）を追加するものにすぎない。しかも、その物品（CD-ROM）と改正前に定められている物品（ビ

デオテープ等)は、「衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とする」という基本的な規範的評価の点で変わりなく、創設的な規制とはいえない。

また、新たに規制を受けることとなる当該営業については、販売等される物品を増減等させることにより引き続き営業を行うことが可能であり、しかもそのようにすることに困難はない。

平成13年改正

- ・ 内容
店舗型電話異性紹介営業(いわゆるテレホンクラブ営業)に対する規制
- ・ 既得権(法改正により新たに規制対象となった者が引き続き禁止区域内で営業することを認めるか)
認める
- ・ 理由
既に営業している者が当該区域等での営業を禁じられることのないようその既得権を尊重すべきである。

平成17年改正

- ・ 内容
デリバリーヘルス営業の受付所に対する規制
- ・ 既得権(法改正により新たに受付所に係る禁止区域が設けられたことに伴い、同区域に存することとなった受付所営業を認めるか)
認める
- ・ 理由
これまで届出書を提出して受付所を設けて営んでいたデリバリーヘルスについては、地域規制はなかったところ、新規規制を遡及して適用するとすることは当該営業者の既得の地位を害することとなるため妥当でない。

<参考>

風営法では、例えば営業禁止区域に含まれていない場所において、公安委員会に届出書を提出した上で店舗型性風俗特殊営業を営んでいたところ、新たに学校等の保護対象施設が建設されたため、当該営業所の設置場所が営業禁止区域に含まれることとなったような場合には、引き続き営業することが認められている(第28条第3項)。

従前から性風俗関連特殊営業を適法に営んでいる場合には、既得権を尊重することを基本的考え方としつつ、具体的な経過措置の在り方については、規制の内容、(規制を受けない)他の営業への転換の可能性、当該営業が清浄な風俗環境に与える影響等を総合的に勘案して判断。

< 参照条文 >

昭和41年改正

風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和41年法律第91号）（抄）

第四条の三の次に次の二条を加える。

（個室付浴場業の規制）

第四条の四 浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。以下同じ。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（以下「個室付浴場業」という。）は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第二条第四項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第百二十六号）第一条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定するものをいう。）若しくは児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗を害する行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを営むことができない。

2 前項に定めるもののほか、都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、個室付浴場業を営むことを禁止することができる。

3 第一項の規定又は前項の規定に基づく条例の規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に公衆浴場法第二条第一項の許可を受けて個室付浴場業を営んでいる者の当該浴場業に係る営業については、適用しない。

附 則

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

昭和47年改正

風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和47年法律第116号）（抄）

第四条の五の次に次の一条を加える。

（モーター営業の規制）

第四条の六 個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて総理府令で定めるものを設け、当該施設を異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）に利用させる営業（以下「モーター営業」という。）は、モーター営業が営まれることにより清浄な風俗環境が害されることを防止する必要があるものとして都道府県の条例で定める地域においては、営むことができない。

2 前項の規定は、現にモーター営業の施設が存する場所が同項の規定に基づく都道府県の条例で定める地域に含まれることとなつたときは、その含まれることとなつた日から一年間は、当該施設を用いて営むモーター営業については、適用しない。

3 公安委員会は、第一項の規定に違反してモーター営業を営んでいる者に対し、当該営業の廃止を命ずることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

モーター営業の施設を定める総理府令（昭和47年総理府令第53号）（抄）

風俗営業等取締法第四条の六第一項の総理府令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する構造設備のものとする。

- 一 個室に接続する車庫（二以上の側壁（カーテン、ついたて等を含む。）及び屋根を有するものに限る。以下同じ。）の出入口がとびら等によつてしやへいできるもの
- 二 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの
- 三 個室と車庫とが専用の通路によつて接続しているものにあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの

昭和59年改正

風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和59年法律第76号）（抄）

附 則

（風俗関連営業に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に風俗関連営業を営んでいる者については、施行日から一月を経過する日（その日以前に新法第二十七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日）までの間は、同項及び新法第二十八条（第四項から第六項までを除く。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者（この法律の施行の際現に旧法第四条の四第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により同条第一項の個室付浴場業を営むことができないこととされていた区域又は地域において新法第二条第四項第一号の営業を営んでいる者（旧法第四条の四第三項の営業を営んでいる者を除く。）を除く。）が施行日から一月を経過する日までの間に当該営業について新法第二十七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合においては、当該届出書に係る風俗関連営業を営んでいる者は、新法第二十八条第三項の規定の適用については、この法律の施行の際現に新法第二十七条第一項の届出書を提出して当該風俗関連営業を営んでいる者とみなす。

平成8年政令改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第37号）（抄）

第四条第三号中「フィルム、」を「フィルム又は」に、「又はビデオディスク」を「、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体」に改める。

附 則

1 （略）

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令の施行により新たに風俗関連営業に該当することとなる営業を営んでいる者の当該営業に関する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「、風俗関連営業」とあるのは、「、平成八年五月三十一日までに、風俗関連営業」とする。

3 平成八年六月三十日までの間における前項に規定する者の当該営業については、当該営業に係る営業所が風俗関連営業禁止区域（法第二十八条第一項に規定する区域又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により風俗関連営業を営むことを禁止されている地域をいう。）に在る間は、法第二十七条第一項並びに第二十八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

4 前二項の規定は、附則第二項に規定する者の当該営業がこの政令の施行前の風俗関連営業の要件に該当することとなったときは、適用しない。

平成13年改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第52号）（抄）

附 則

（店舗型電話異性紹介営業等の届出に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下単に「店舗型電話異性紹介営業」という。）に該当する営業を営んでいる者については、この法律の施行の日から一月を経過する日（その日以前に新法第三十一条の十二第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日）までの間は、同項及び新法第三十一条の十三第一項において準用する新法第二十八条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する者がこの法律の施行の日から一月を経過する日までの間に当該営業につ

いて新法第三十一条の十二第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合においては、当該届出書に係る店舗型電話異性紹介営業を営んでいる者は、新法第三十一条の十三第一項において準用する新法第二十八条第三項の規定の適用については、この法律の施行の際現に新法第三十一条の十二第一項の届出書を提出して当該店舗型電話異性紹介営業を営んでいる者とみなす。

- 3 この法律の施行の際現に新法第二条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下単に「無店舗型電話異性紹介営業」という。）に該当する営業を営んでいる者の当該営業に対する新法第三十一条の十七第一項の規定の適用については、同項中「、事務所」とあるのは、「、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日から一月を経過する日までに、事務所」とする。

平成17年改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）（抄）

附 則

（受付所に関する経過措置）

第五条 新法第三十一条の三第二項の規定により適用する新法第二十八条第一項の規定及び同条第二項の規定に基づく条例の規定は、この法律の施行の際現に旧法の規定により届出書を提出して旧法第二条第七項第一号の営業を営んでいる者（当該営業につき受付所（同号に規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。）を設けているものに限る。）であって、附則第三条第一項に規定する期間を経過していないもの又は同条第二項の規定により新法第三十一条の二第一項の届出書を提出したものとみなされるものの当該受付所における同条第四項に規定する受付所営業については、適用しない。

- 2 前項に規定する者に対する新法第三十一条の三第二項の規定により適用する新法第二十八条第六項の規定の適用については、新法第三十一条の三第二項後段の規定にかかわらず、新法第二十八条第六項中「第三項」とあるのは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条第一項」と、「の営業所」とあるのは「の受付所（同法の施行の際現に第三十一条の三第一項において準用する前項第一号に規定する広告制限区域等にあるものを除く。）」と、「当該営業所」とあるのは「当該受付所」とする。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（抄）

（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）

第二十八条 店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第二条第四項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定するものをいう。）若しくは児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう。）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない。

- 2 前項に定めるもののほか、都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止することができる。
- 3 第一項の規定又は前項の規定に基づく条例の規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に第二十七条第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者の当該店舗型性風俗特殊営業については、適用しない。

他法令の改正後における新规定の適用関係について

- 1 新规定の施行後も従前の規定が適用されることを定めているもの（条文は別紙1参照）
 - (1) 建築基準法第3条第2項、第3項
建築基準関係の新规定の施行・適用の際、現に存する建築物等については、従前の規定に適合していれば、原則として当該新规定は適用されない。
ただし、新规定の施行・適用後、一定の増築等の工事に着手する際には、当該建築物等を新规定に適合させなければならない。
本規定は、営業について既得権を認めるものではない。
 - (2) 消防法第17条の2の5第1項
消防用設備等の基準に関する新规定の施行・適用の際、現に存する防火対象物における消防用設備等については、消火器等政令で定めるものを除き、従前の規定に適合していれば、当該新规定は適用されない。
ただし、新规定の施行・適用後、防火対象物に一定の増改築等の工事に着手する際には、当該防火対象物における消防用設備等を新规定に適合させなければならない（第2項第2号）。
消防用設備等とは、スプリンクラー設備等の消火設備、自動火災報知設備等の警報設備、避難はしご等の避難設備等を指す。
防火対象物とは、建築物その他の工作物等を指す。
本項から除外されている「政令で定めるもの」とは、簡易消火用具、漏電火災警報器等を指す。
- 2 新规定の施行後は従前の規定は適用されず、新规定が適用されることを定めているもの（条文は別紙2参照）
 - (1) 消防法第17条の2の5第2項第4号
消防用設備等の基準に関する新规定の施行・適用の際、現に存する特定防火対象物における消防用設備等については、消防法第17条の2の5第1項の規定は適用されず、常に新规定に基づいて消防用設備等を設置しなければならない。
特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院等を指す。
 - (2) 昭和63年消防法改正（昭和63年法律第55号）附則第4条
従前の規定による許可を受けて設置されている危険物の製造所等で、その構造等が新规定の基準に適合しないものについては、新规定の施行から1年以内に新规定による許可を受けなければならない。
平成13年消防法改正（平成13年法律第98号）附則第4条も同旨。
 - (3) 昭和45年旅館業法施行令改正（昭和45年政令第213号）
ホテル営業及び旅館営業の施設の構造設備の基準として、「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること」が加えられたところ、新规定の施行の際現に許可を受けてホテル営業等を営んでいる者が当該営業の用に供している施設については、施行後約1年以内に新规定の基準に適合させなければならないこととされた。
本改正政令は、昭和45年7月6日に公布・施行され、昭和46年6月30日まで、従前の例によるとの経過措置が置かれている。

新規定の施行後も従前の規定が適用されることを定めているもの

建築基準法（昭和25年法律第201号）

（適用の除外）

第三条（略）

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。

一 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例を改正する法令による改正（この法律に基づく命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する命令又は条例を制定することを含む。）後のこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

二（略）

三 工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

四～五（略）

消防法（昭和23年法律第186号）

（適用除外）

第十七条の二の五 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する同条第一項の防火対象物における消防用設備等（消火器、避難器具その他政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の同条同項の防火対象物に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用する。

2 前項の規定は、消防用設備等で次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例を改正する法令による改正（当該政令若しくは命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する政令若しくは命令又は条例を制定することを含む。）後の当該政令若しくは命令又は条例の規定の適用の際、当該規定に相当する従前の規定に適合していないことにより同条第一項の規定に違反している同条同項の防火対象物における消防用設備等

二 工事の着手が第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る同条第一項の防火対象物における消防用設備等

三～四（略）

新規定の施行後は従前の規定は適用されず、新規定が適用されることを定めているもの

消防法（昭和23年法律第186号）

（適用除外）

第十七条の二の五（略）

2 前項の規定は、消防用設備等で次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一～三（略）

四 前三号に掲げるもののほか、第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物（政令で定めるものに限る。）その他同条第一項の防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるもの（以下「特定防火対象物」という。）における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等

附 則（昭和63年法律第55号）

第四条 一部施行日において現に旧法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、その位置、構造及び設備が新法第十条第四項の技術上の基準に適合しないものに係る同項の技術上の基準については、同項の規定にかかわらず、一部施行日から起算して一年以内において新たに新法第十一条第一項の規定による許可を受けるまでの間、なお従前の例による。

附 則（平成13年法律第98号）

第四条 施行日において現に旧法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、その位置、構造及び設備が新法第十条第四項の技術上の基準に適合しないものに係る同項の技術上の基準については、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月以内において新たに新法第十一条第一項の規定による許可を受けるまでの間、なお従前の例による。

旅館業法施行令（昭和32年政令152号）

附 則（昭和45年政令第213号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この政令の施行の際現に旅館業法第三条第一項の規定による許可を受けてホテル営業又は旅館営業を営んでいる者がその際それぞれその営業の用に供している施設については、昭和四十六年六月三十日までは、改正後の第一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

条例における新規定の適用関係について

旅館業法施行令（昭和32年政令152号）第1条第1項第11号等において、ホテル営業等の施設の構造設備の基準が条例に委任されているところ、条例改正により、

- ・ 施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないように意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること
- ・ 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、がん具その他これに類するものを備え付けてはならないこと

等の基準が新たに設けられた場合の新規定の適用関係例は、以下のとおり。

1 兵庫県

旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則（昭和60年改正）

施行の際現に許可を受けている者及び施行前に許可の申請をしている者に係る施設の構造設備については、新規定は適用しない（附則第2項）。ただし、新規定の施行後に当該構造設備を変更する際には、変更後の部分に限り新規定に適合させなければならない（同附則第3項）。

新規定とは、「専ら異性を同伴する宿泊客の性的好奇心に応ずるための設備が設けられていないこと」等に関するもの。

2 大阪市

旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例（平成20年改正）

施行の際現に許可を受けている者及び施行前に許可の申請をしている者に係る施設の構造設備については、新規定は適用しない（附則第2項）。ただし、新規定の施行後に改修する際には、改修する部分に限り当該構造設備を新規定に適合させなければならない（同附則第5項）。

新規定とは、「施設の外観及び外部の広告物の構造設備は、著しく奇異な意匠でないこと」等に関するもの。

3 埼玉県

旅館業法施行細則（昭和63年改正）

新規定の施行の際現に旅館業法の許可を受けている者に係る施設等については、昭和65年7月31日までに、新規定の基準に適合させなければならない（附則第3項）。

新規定とは、「一定の性的好奇心をそそる物品を提供する自動販売機その他の設備がないこと」等に関するもの。

平成15年改正により、現在当該基準については旅館業法施行条例で定められている。

建築基準法の手続きについて

建築基準法	(参考) 景観の形成等に関する条例
<p style="text-align: center;">* 法第 6 条</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 20px; text-align: center;">建築確認申請</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">* 風俗営業法、旅館業法、興行場法、公衆浴場法に係る建築確認を受理した場合は関係課(環境部局、警察部局)に通知し、必要に応じて協議を行う旨の通知が出ている。 建指第 65 号、昭和 60 年 4 月 22 日</p> <p style="text-align: center;">* 法第 18 条の 3 の規定による審査 単体規程</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 20px; text-align: center;">審査内容等</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">* 審査内容に各室等の構造・設備(ベットの等)の基準はない。</p> <p style="text-align: center;">* 内装制限、排煙設備、非常用照明、防火区画等 集団規程(法第 48 条)</p> <p style="text-align: center;">* ホテル及び旅館は第 1 種住居地域から準工業地域では建築可能</p> <p style="text-align: center;">* ラブホテルは商業地域では建築可能</p> <p style="text-align: center;">* 法第 7 条</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 20px; text-align: center;">中間・完了検査</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">* 建築確認申請図書との整合の確認</p> <p style="text-align: center;">* 変更のある場合は計画変更確認の提出を指導する。</p> <p style="text-align: center;">* 法第 12 条</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 20px; text-align: center;">使用後の維持管理</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">* 3 年に一度の報告書の提出</p> <p style="text-align: center;">* 必要に応じて建築物に立ち入り調査を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 景観影響評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">準備書の提出(第 27 条の 2 の 7)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">公告・縦覧、住民説明(第 27 条の 3、第 27 条の 4)</div> <p style="text-align: center;">↓ 2 週間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">住民意見書の提出(第 27 条の 5)</div> <p style="text-align: center;">(提出あり) ↓ 30 日以内 (提出なし) ↓ 30 日以内</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">見解書の提出(第 27 条の 6)</div> <p style="text-align: center;">↓ 30 日以内</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">審査意見書の作成(第 27 条の 7)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">評価書の提出(第 27 条の 8)</div> <p style="text-align: center;">↓ 30 日以内</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">再審査意見書の作成(第 27 条の 8 の 2)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">公告・縦覧(第 27 条の 9)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">(手続違反・虚偽の記載の場合) 勧告・公表(第 27 条の 14)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 特定建築物等の新築等の届出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">特定建築物等の新築等の届出(第 27 条の 2 の 2)</div> <p style="text-align: center;">(特定建築物景観基準に不適合)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">指導・助言(第 27 条の 2 の 3)</div> <p style="text-align: center;">(正当な理由なく指導に従わない)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">勧告・公表(第 27 条の 2 の 4)</div> <p style="text-align: center;">(届出せず、又は虚偽の届出をした場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">5 万円以下の罰金(第 35 条)</div>



平成17年11月15日
国住街第181号

兵庫県 建築主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

建築基準法施行令第130条の9の2の「これらに類するもの」の解釈について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）においては、いわゆる性風俗営業に係る建築物については、法別表第二において、商業地域以外の用途地域においては「個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの」の建築を禁止しており、これに基づき建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号。以下「令」という。）第130条の9の2において「ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの」を規定し、これらの建築を禁止しているところである。

今般、令第130条の9の2の「これらに類するもの」の解釈に関し、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

また、貴管内の特定行政庁（指定都市を除く。）及び指定確認検査機関（国土交通大臣並びに北海道開発局長、地方整備局長及びに沖縄総合事務局長指定のものを除く。）に対しても、この旨周知いただくようお願いする。

記

専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供することを目的とするいわゆるラブホテルについても、令第130条の9の2の「その他これらに類するもの」に該当するものであるが、このラブホテルについては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）の規制の対象とならないものであっても、例えば、

- ・ 客が必ず通過し自由に入出入りすることができる共用の玄関を有しない構造であるもの
 - ・ 客と従業員とが開放的に対面できる玄関帳場を有しない構造であるもの
 - ・ 施設の規模に応じた、客が自由に利用することができるロビー、応接室等を有しない構造であるもの
 - ・ 玄関又は駐車場の出入口に遮へい物が設けられる等により客の入出入りの状況が外部から見通せない構造であるもの
 - ・ 形態、意匠、色彩、照明その他の外観が著しく派手又は奇異であるもの
- 等、建築物の構造、形態、意匠等から「ラブホテル」と認められるものについては、令第130条の9の2の「これらに類するもの」に該当するものであること。

兵庫県の旅館業法に係る条例と規則

旅館業法施行条例（抜粋）

（ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第2条 政令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の外壁、屋根等の外観の形状は、善良な風俗を害することがないように、かつ、施設の設置場所の周辺における環境に調和するものであること。
- (2) 給水設備は、宿泊者の需要を満たす給水能力を有し、施設の外部から汚染されない構造であること。
- (3) 排水設備には、適当な勾配を設けるとともに（機械排水設備を有する場合を除く。）、臭気の侵入を防止することができる排水トラップ、通気管等が設けられていること。
- (4) ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる規則で定める設備が設けられていること。
- (5) 客室、ロビー及び玄関帳場、浴室及びシャワー室、洗面設備、便所並びに調理室及び食堂は、規則で定める基準に適合するものであること。

（旅館営業の施設の構造設備の基準）

第3条 政令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号から第4号までに掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 客室、玄関広間等及び玄関帳場、浴室、洗面設備、便所並びに調理室及び食堂は、規則で定める基準に適合するものであること。

（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）

第4条 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第4号までに掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 客室、浴室、洗面設備、便所並びに調理室及び食堂は、規則で定める基準に適合するものであること

（構造設備の基準の特例）

第6条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）第2条第3号に規定する第3種地域内又は同条第4号に規定する第4種地域内における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業のための施設に係る第2条から第4条までの規定の適用については、規則で定める。

旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則（抜粋）

（ねずみ、昆虫等の侵入防止設備）

第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- (1) 排水口、通気口等に設けるねずみの侵入を防止することができるロストル等
- (2) 施設の外部に開放される窓等（地上3階までに位置するものに限る。）に設ける昆虫等の侵入を防止することができる金網等

（ホテル営業の施設の客室等の構造設備の基準）

第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(旅館営業の施設の客室等の構造設備の基準)

第4条 条例第3条第2号に規定する規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(簡易宿所営業の施設の客室等の構造設備の基準)

第5条 条例第4条第2号に規定する規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

(構造設備の基準の特例)

第7条 条例第6条の規定により、同条に規定する施設のうち、同条の第4種地域に所在するものについては、条例第2条第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる基準は適用せず、当該施設のうち次の各号に掲げるものについては、第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該各号に定める構造設備の基準は、適用しない。

- (1) ホテル営業の施設 別表第1の1の(1)、(2)及び(5)、2の(1)のア並びに3の(1)に掲げる基準
- (2) 旅館営業の施設 別表第2の1の(1) (別表第1の1の(1)、(2)及び(5)に関する部分に限る。)、2の(1) (宿泊しようとする者が玄関において靴等を脱がずに客室を利用できる場合における別表第1の2の(1)のアに関する部分に限る。)及び3 (別表第1の3の(1)に関する部分に限る。)に掲げる基準
- (3) 簡易宿所営業の施設 別表第3の1の(1) (別表第1の1の(1)、(2)及び(5)に関する部分に限る。)及び2 (別表第1の3の(1)に関する部分に限る。)に掲げる基準

別表第1 (第3条関係)

1 客室の構造設備の基準

- (1) 動力により振動し、又は回転する等その形態が通常のものでない寝具、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡(以下「特定用途鏡」という。)で面積が1平方メートル以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が1平方メートル以上のもの(天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又は寝具に取り付けてあるものに限る。)その他専ら異性を同伴する宿泊者の性的好奇心に応ずるための設備が設けられていないこと。
- (2) 性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものを提供する自動販売機その他の設備が設けられていないこと。
 - ア 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物
 - イ アに掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集
 - ウ 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体
 - エ 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品
- (5) 客室内において宿泊料の支払いができる設備が設けられていないこと。
 - オ 寝具を収納することができる押し入れ等が設けられていること。

2 ロビー及び玄関帳場の構造設備の基準

- (1) ロビーは、次に定める構造設備を有するものであること。
 - ア 2人用の寝具が置かれている客室がある場合にあつては、次の表の左欄に掲げる宿泊者定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上の床面積を有するロビーが、玄関帳場(これに類する設備を含む。以下同じ。)に接続して設けられていること。

宿泊者定員	面積
30人以下	30平方メートル
31人から50人まで	40平方メートル
51人以上	50平方メートル

3 浴室及びシャワー室の構造設備の基準

- (1) 壁等で区画され、外部から見通すことができない構造であること。

風俗行政研究会提出資料

平成21年4月14日

全国旅館生活衛生同業組合連合会

風俗行政研究会への提出資料

平成 21年 4月 14日
全国旅館生活衛生同業組合連合会

1. 全国旅館生活衛生同業組合連合会の概要について

全国旅館生活衛生同業組合連合会（以下、全旅連と略します。）は、昭和32年6月「環境衛生関連営業の運営の適正化に関する法律」が施行され同法に基づき設立されました。各都道府県ごとの中央連合体として、昭和33年9月に設立、同年12月に厚生大臣（現厚生労働大臣）より認可された団体です。

生活衛生同業組合等の事業者の自主的活動を促進するとともに、営業の振興、経営の健全化の指導、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じた衛生水準の向上を図り、併せて消費者・利用者の利益を擁護することを目的としています。

現在会員は、47都道府県でありその傘下に全国で約1,500（例 函館旅館組合、新宿ホテル旅館組合）の支部と、約18,000の構成員（旅館・ホテル）から成り立っています。

【参考】全国の旅館営業施設数と組合員数について

1) 営業形態別施設数

ホテル営業施設数	9,427施設
旅館営業施設数	52,259施設
合 計	61,686施設【平成20年3月末日現在】

（出典 厚生労働省健康局生活衛生課「生活衛生関係営業施設数調べ」）

2) 全国旅館生活衛生同業組合連合会構成員数

17,823企業（法人、個人企業）【平成20年度12月末現在】

2. 類似ラブホテルに対する現状認識について

最近の報道により、学校等の近隣でビジネスホテルや旅館等と届けながら、類似ラブホテルとして営業を続け、地域住民と紛争を起こしている等の事案が生じていることは承知しています。

全旅連としては、現在、学校等の近隣地域におけるラブホテル、モーテルの類似施設については、厚生省生活衛生局長名の通知「旅館業における善良風俗の保持について（昭和59年8月27日付け）（注）」により、外観、フロントの構造及び空室表示等に対して、厳しく規制されていると認識しています。

もとより、全旅連及び傘下の組合・組合員は関係法令に違反することの無いように日々健全な営業・経営に努めているところです。

例えば、全旅連傘下の組合員では、平成19年10月から平成20年10月にかけて埼玉県県警が県下のラブホテル及び類似ラブホテルに対して、任意の一斉実態調査を行った際には、調査に協力するとともに改善命令・指導には従順に従い、是正処置を講じたところです。また、都内のある組合は、地元警察及び保健所の指導により、風営法第4号に該当する設備を廃棄し、届出を取り下げた事例もあります。

新宿ホテル旅館組合は、地元町会や商店街、行政、警察署と一体となって、パトロールを繰り返したり、デリバリーヘルスなどの派遣型マッサージ業者との客室契約を締結しない等環境浄化に取り組んでいるところです。

注：旅館業における善良風俗の保持について（抜粋）

（厚生省生活衛生局長通知 昭和59年8月27日）

別記 構造設備基準規則準則

- 1) 施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないように意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。
- 2) 玄関帳場（フロント）には、宿泊者その他の利用者の出入りを容易に見ることができないような囲いを設けたり、また相対する宿泊者等に直接面接できないような構造等の措置を講じてはならないこと。
- 3) 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれがある鏡、寝具、器具、玩具その他これに類するものを備え付けてはならないこと。
- 4) 浴室の内部が当該浴室の外から容易に見えるような人の性的好奇心をそそるおそれのある構造であってはならないこと。
- 5) 施設の外部には、人の性的好奇心をそそるおそれのある休息料金その他の表示を示す広告物を備え付けてはならないこと。

3. 風営法の規制を強化した場合のメリット及びデメリット
風営法第4号の営業届出をした場合のメリットとしては、
施設、設備及び構造の規制が緩和される。
偽装ラブホテルと中傷されなくなる。
等が考えられます。

一方、デメリットとしては、

もっとも深刻な問題として公的資金はもとより、民間金融機関からの融資の道が閉ざされる。

規制区域内において、現在類似ラブホテルとして営業している者は施設の改装等を行わない限り営業ができなくなる。

広告宣伝活動や求人活動、物件の売買が制限されたり、社会的信用が失墜することなどが考えられる。

さらに将来、近隣地域に学校や児童公園が建設され、営業が制限されることも想定される。

等が考えられます。

風営法の政令改正に対する意見

- 1 . 風営法の規制強化に対して意見を求められていますが、具体的な改正内容をお示しいただかないと、傘下の組合員がどのような影響を受けるかを判断することはできません。
- 2 . 私達は、現行の風営法と旅館業法の適正な執行により善良風俗の保持と青少年の健全な育成は確立できると考えています。
従って風営法の政令を改正により規制を強化することは慎重に考えるべきと考えており、旅館業法の遵守を基本とすることを要望します。
- 3 . しかしながら、学校等の近隣地区及び住宅地にラブホテル及び類似ラブホテルが営業することは私達も望ましいとは考えておりません。
従って、これらの地域に限定して何らかの規制の強化を検討することは止むをえないと考えています。
その際には、現在これらの地域で営業を行っている旅館・ホテルの営業権、財産権等を最大限保証するようお願いいたします。
- 4 . なお、何らかの規制強化を検討する際には、問題となっている地域をはじめ、全国各地の現状を充分把握するとともに旅館ホテル事業者の意見も聞いたうえで、慎重に対応して頂くようお願いいたします。
- 5 . 全旅連及び傘下の組合は自主規制体制を確立するとともに、地元の警察、保健所及び行政機関と密接に連携して、組合員及び員外者が法令を遵守し、風俗環境の浄化を保持するよう働きかけていくものとしします。

風俗行政研究会殿

社団法人

日本自動車旅行ホテル協会

会長 當麻 勝敏

平成21年4月

時代の変化が名称の変更を促す

宿泊施設の歴史は、古い。

人々の移動が宿泊施設を必要とさせ、ある時は宗教が、経済が、文化・レジャーが施設の形態を時代とともに変化させてきています。

戦後、宿泊施設であるホテルが大きく変貌を遂げたのは、「東京オリンピック」(1964年・昭和39年)の開催時であります。

それまでは、1867年に初めて“ホテル”としてオープンした「ホテル館」(江戸時代・築地)を始め、「オリエンタルホテル」(1870年)、「日光金谷ホテル」(1873年)、「富士屋ホテル」(1878年)、「帝国ホテル」(1890年)等々は、外国人のためのホテルであったと言えるでしょう。

「東京オリンピック」までの時代背景は、“もはや戦後ではない”(1956年)といわれ、レジャーの幕開けと位置づけられていました。

ちなみに、レジャーの王様といわれた「パチンコ」の年間売上は2,500億円であり、「競馬」は284億円、「ゴルフ」は150億円でありました。

そして迎えたのが、「所得倍増計画」の発表(池田勇人内閣・1960年)です。「東京オリンピック」によって、東海道新幹線が開通し、高速道路ができ、人々は経済の豊かさの中に、より多くの移動を必要とし、かつて“外国人のためのホテル”が、国民のためのホテルへと新たな拡大を示した時代でもあったといえましょう。

そして近年、“2007年問題”ともいわれたホテル戦争が、新しい業態の姿を、現しました。

つまり、外資による“ラグジュアリーホテル”のオープンラッシュのことです。

その前兆は、2005年から始まっていました。

2005年、コンラッド東京(東新橋・290室)、マンダリン オリエンタル(東京・日本橋・179室)がオープン。そして、2007年には、ペニンシュラ東京(有楽町・314室)、ザ・リッツカールトン東京(六本木・248室)のオープンであります。

これらのホテルは外資ということであるためか、デザイン・規模・料金・機能・サービス等々において、いままでのホテルのあり様を覆すのに十分な業態といえると思います。

一般に、ホテルの業態は、「ビジネスホテル」「特化型ホテル」「シティーホテル」「リゾートホテル」「ラグジュアリーホテル」「デザイナーズホテル」「レジヤホテル」「ラブホテル」等々さまざまな名称で呼ばれていますが、これらの施設は、すべて“旅館業法”に基づいて営業を許可されている“宿泊施設”と言ってよいと思います。

1985年「風営法」が生んだもの

1985年に施行された、いわゆる風営法の主旨は、「善良な風俗と清浄な風俗環境の保持」と「青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止」であり、対象となっている業種は、

接待飲食等営業（キャバレーやナイトクラブなど）

遊技場営業（パチンコ店、ゲームセンター等）

性風俗関連特殊営業（店舗型＝1号・ソープランド等、2号・店舗型ファッションヘルス等、3号・ストリップ劇場等、4号・ラブホテル・モーテル等、5号・アダルトショップ等、無店舗型＝派遣型ファッションヘルス等、アダルトビデオ等通信販売等、映像送信型、電話異性紹介）

深夜酒類提供飲食店

というように幅広い分野に及んでいます。

この法律が発表されると協会としては、何故われわれの業界が「性風俗関連営業」に当たるのか、それもソープランドやストリップ劇場と、どうして同様に扱われるのか疑問を持ちました。

ラブホテル・モーテルに関する規定は、「専ら異性を同伴する客の宿泊・休憩の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造または設備を有する個室を設けるものに限る）を宿泊・休憩に利用される営業」となっている。

このことに対して、会員からは、沖縄やその他のリゾート地ではホテルの利用者は大半がカップルであるのに、そのリゾート地の施設はラブホテルに該当しないのかという質問が協会本部に寄せられました。

施設が大きかったり、大資本が経営するホテルだからラブホテルに該当しないのか、これは弱小資本の私どもホテルに対する「差別」だという過激な発言もありました。

しかし、その当時の事業者の大半は政令3条の基準には達していませんでした。

政令3条からなる基準は、

施設基準・・・食堂やロビーの面積が収容人数に応じて決められている面積に達していること。

構造基準・・・車庫の構造は、壁面や客室に接続しない構造となっているなど。

設備基準・・・回転するベット、横臥している人の姿態を映す鏡、客の性的好奇心をそそるための設備や物品を設備しないなど。

協会本部としては、協会員に、これらの基準を満たすか否かが、風俗関連業種としてのホテルと一般のホテル・旅館との差異となる。

つまり、これらの基準をクリアすれば、風営法の規制をうけることなく、いわゆる一般のホテル・旅館として開発・営業することが可能ということの説明し、施設等の改善を指導したしだいです。

もちろん、県市町条例が上書きされている地域も少なくはないので、そのことも地域において研究しクリアすることを要望いたしました。

又風営法が施行された当時、一部の県支部では4号営業(当時3号営業)が「特権」であるように誤解した県もありましたが、現在はその誤解も解消されております。

昭和60年の法改正のとき、性風俗関連営業に属する個人営業のホテルは「1代限り」の営業しか認めない。

又、法人経営でも、ホテル単体の売買はできず、そのホテルを経営する会社を売買しなくてはいけない。

このことは経営者に大きな衝撃を与えました。

そして経営者はホテルの健全化を目指して努力したしだいです。

もしホテルが風俗関連特殊営業に属しているならば、金融機関は相手にしません。

装置産業である宿泊業ホテルにとって、これは致命的なことです。

昭和60年の風営法の改正は十分法律の趣旨を果たしたと思います。

最近、一部のホテルで不適切な営業でマスコミを賑わせましたが、これらのホテルは協会員外であり、また新規参入組の経営者が多いと思います。

この業界に参入する方は十分に関連法規を研究してほしいと要望するしだい
です

やはり社会に参加している経営者としては、まず「順法遵守」であたるべき
です。

(社)日本自動車旅行ホテル協会は、昭和49年の設立以来、順法精神で日々
の営業に当たるよう指導しております。

協会の名称のように、私どものホテルは自動車旅行者のためのホテルです。
ラブユースされることも否定はしません。

しかし地方や観光地近くのホテルは家族連れの宿泊者が多く来店されます。
協会といたしましては、現行の風営法で十分だと思います。

もしあえて、風営法を改正するならば、法律の趣旨にある「善良な風俗と清
浄な風俗環境の保持」「青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止」等を明
確にするためには、全ての業態のホテルにおいて、

1、看板の色・大きさ・形の規制

1、建物外観の色の規制

1、小・中学校からの距離規制の強化

などは、「青少年の健全な育成に」においては、必要事項となると思われます。

一部の、近年建設されている外資系の、いわゆるラグジュアリーホテルなど
は、ベッセルームからバスルーム、さらにはトイレまで素通しガラスで丸見え
となっているところが多く見かけられますがこれはいかなるものかと思ひます。

又、多くのシティーホテル、ビジネスホテル等で“休憩売り”をしているが、
これは風営法に接触しないのでしょうか、いささか不思議でもあります。

いずれにしても、順法遵守で青少年に悪影響を及ぼすことなく、地域社会に
貢献できる、堂々の企業であるべきと、心してほしいものです。

さていろいろ横着なことを申し上げたかもしれませんが、法律の趣旨である、
「善良な風俗と清浄な風俗環境の保持」「青少年の健全な育成に障害を及ぼす行
為の防止」には協会を挙げてご協力させていただきたく所存でございますので、よ
ろしくご指導をお願い申し上げます。